

京都市消防団拠点施設等新築等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第106号

京都市消防団拠点施設等新築等補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市消防団拠点施設等新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項を削り、同条第2項中「前項の」を「条例第21条第2項の規定に基づき」に改め、同項を同条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市消防団拠点施設等新築等補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金について適用し、同日前に交付の申請がなされた補助金については、なお従前の例による。

(消防局消防団・自主防災推進室)